

Tax Analysis

For more BEPS information,
please contact:

International Tax

Beijing

Jennifer Zhang

Tel: +86 21 8520 7638

Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Shanghai

Leonard Khaw

Tel: +86 21 6141 1498

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Hong Ye *

Tel: +86 21 6141 1171

Email: hoyeqinli@qinlilawfirm.com

Hong Kong

Anthony Lau

Tel: +852 2852 1082

Email: antlau@deloitte.com.hk

Transfer Pricing

Shanghai

Eunice Kuo

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Hong Kong

Patrick Cheung

Tel: +852 2852 1095

Email: patcheung@deloitte.com.hk

* 業紅は上海勤理弁護士事務所の弁護士である。上海勤理弁護士事務所は中国国内で登録し設立された弁護士事務所であり、デロイトのグローバル税務・法務ネットワークに属している。デロイト法務は、世界の主要な法務サービス提供者の一つである。

OECD が BEPS プロジェクトに関する 2014 年の成果物を公表

2013 年の「税源浸食と利益移転」(Base Erosion and Profit Shifting : 以下“BEPS”)プロジェクトの行動計画に基づき、経済協力開発機構(OECD)の租税委員会は 9 月 16 日に、2014 年の成果物を公表した。BEPS プロジェクトは OECD 加盟国と今後加盟する国および G20 のメンバー国である 44 カ国が共同で取り組んでいるものである。今回公表された 2014 年の成果物は 15 の BEPS 行動計画のうちの 7 つに関わるものである。

2014 年の成果物の一部は、44 カ国によって合意された国内法と租税条約の改正およびその他の措置に関する勧告案を提示している。これらは、“ハイブリッドミスマッチ取決め”や租税条約の濫用による BEPS の問題を解決することを目的としている。今回公表された 7 つの報告書のうちの 5 つは、以前にドラフトの形で公表されたものであり、今回公表された報告書ではそのドラフトにおける勧告案に修正を加えている。その他の 2 つの報告書は今回初めて公表されたものである。

今回の Tax Analysis では 2014 年の成果物の移転価格以外の内容について、その概要を紹介する。

行動計画 6: 租税条約の濫用防止

行動計画 6 の報告書では、トリートイショッピングを防止するための OECD モデル条約の改正について勧告している。3 月に公表されたドラフトとは異なり、今回公表された報告書では、米国型の特典制限条項(Limitation On Benefits Article : 以下“LOB 条項”)とその他の国の租税条約によく見られる一般的な濫用防止規則(典型的なものは主要目的テスト-Principal Purposes Test : 以下“PPT 条項”)を同時に条約に含めることは勧告していない。代わりに、LOB 条項とそれを補完する導管取引を防止する規則を組み合わせるか、あるいは PPT 条項のみを置くことを、締約国が選択できるとしている。行動計画 6 の報告書では、以下が“最低限度”の要求であるとしている。

- “各国の共通の目的は、トリートイショッピングを含む脱税もしくは租税回避を通じた非課税あるいは減税の機会を与えることなく、二重課税を防止することにある”という声明を租税条約に加えることに関連国が合意すること。
- 以下のいずれかにより、共通の目的を果たすこと。
 - LOB 条項と PPT 条項を組み合わせたアプローチ
 - PPT 条項
 - LOB 条項と租税条約において扱われていない導管スキームに対応するメカニズム(租税条約または国内法(司法判例を含む)に含まれる)による補完

これは 44 カ国が LOB 条項と PPT 条項について討論した結果としての折衷案と思われる。

いくつかの例外はあるが、提案されている LOB 条項は概ね米国のモデル条約に基づくものである。行動計画 6 で勧告している OECD モデル条約の LOB 条項に関するコメントリーの改訂案も、米国モデルにおける LOB 条項のテクニカルガイダンスと基本的に一致する。

米国モデルと異なるのは、デリバティブ優遇条項 (derivative benefits provision) および集合投資ビークル (Collective Investment Vehicles : 以下 “CIVs”) に関する条項が加えられている点であるが、これらはなお検討の段階にあり、最終案となっていない。後者については、集合投資ビークルと集合投資ビークル以外のファンドに対して特典を付与すべきか否か、どの程度付与すべきかの討論が続けられている。

デリバティブ優遇条項に関しては、当該条項が二重非課税の問題を生じる可能性について関係者が懸念し、どのようにそのような問題の発生を防止すればよいかを検討しているものと推測される。このことは、提案されているデリバティブ優遇条項の所有関係の条件に表されている。それによれば、優遇を受けるためには、原則として居住者企業の 95% の持分が 7 以下の “同等の受益者” (equivalent beneficiaries) によって直接的または間接的に保有されなければならない。間接の持分保有の場合は、各層の中間持分保有者自身が同等の受益者であることが要求されている。このような要求は米国の租税条約 (現在有効な条約および批准前の条約を含む) には見られないものである。

コメント: 行動計画 6 の報告書におけるモデル条約に対する勧告に基づき、同等の受益者は原則として、(i) 個人、(ii) 政府もしくは政府が完全所有する企業、(iii) 公開企業、(iv) 非営利企業のいずれかでなければならない。従って、中間持分保有者はすべて同等の受益者でなければならないという上述の要求は、(おそらく政府保有の企業を通じて間接保有する場合を除き) 間接保有のケースにおいてデリバティブ優遇条項の特典を享受する可能性を排除するものと思われる。実務において、個人、公開企業あるいは非営利企業が複数の層を有する持分保有チェーンの中で中間持分保有者となる状況を想定するのは難しいからである。

3 月に公表された行動計画 6 に係るディスカッションドラフトにおいて勧告されたその他の租税回避防止条項は、9 月の報告書でも残されている。これらは、一部配当金の移転取引、主として不動産から価値を生じる企業の持分を譲渡して得た所得に対する源泉地国での課税を認める条項 (モデル条約第 13 条第 4 項) の適用を回避する取引、双方居住者身分を有する事業体、第三国にある恒久的施設の所得に対する居住国での免税、に関わる条項を含む。

行動計画 15: 租税条約を改正するための多国間協定の開発

行動計画 5 と行動計画 15 に関する 2014 年の成果物は、BEPS プロジェクトの成果として初めて公表されるものである。行動計画 15 の報告書では、多国間協定を通じた、現在有効な 3,000 を超える租税条約の BEPS プロジェクトの勧告に基づく改正の可能性について検討し、それは、特に行動計画 2 と行動計画 6 の勧告 (および将来の成果物における勧告) に関して可能であろうと結論づけている。報告書において考えられている多国間協定では、参加国は条項の採用に関して柔軟な選択をすることができる。しかし、この内容が正確には何を意味しているのかが報告書では明らかでない。報告書では、2015 年に多国間協定の計画を進めるために、G20 が国際会議を開催することを提案している。

行動計画 1: デジタルエコノミーに係る税務上の課題への対応

この行動計画については当初、デジタルエコノミーの作業チーム (Task Force on the Digital Economy : 以下 “TFDE”) がデジタルエコノミーの下での BEPS リスクに直接対応するためのルールのフレームワークを策定することが予定されていた。しかし、今回公表された報告書では、既にデジタルエコノミーが経済生活の隅々にまで浸透しつつあるため、デジタルエコノミーをその他の経済から切り離し、特別な税務処理を行うことはもはや不可能であると結論づけている。

報告書では、デジタルエコノミーにおいて用いられるビジネスモデルによって高まる BEPS リスクは、主としてその他の行動計画を通じて解決できるということを示している。例えば、多国籍企業がマーケット所在地において納税実体 (taxable presence) を有することを回避し、あるいは税負担を制限するという問題は、TFDE が単独で対応策を勧告しなくとも、上述の行動計画 6 および行動計画 7 (「恒久的施設認定の人為的回避の防止」) を通じて解決できる可能性がある。

デジタルエコノミーの下での BEPS リスクのほとんどはその他の行動計画の成果物において扱われることになるため、行動計画 1 の報告書においては、解決策を提示することなく、デジタルエコノミーに関わる租税政策上の課題について広く議論している。これらの課題は、(1) 無形資産、ユーザーおよびビジネス機能の可動性から生じる課税ネクサス (taxable nexus) の問題、(2) データの収集と使用から生じる価値の帰属、(3) 特定のデジタルエコノミーのビジネスモデルにおける支払の特徴づけ、に区分される。

今後、TFDE は業界の専門家として、その他の行動計画の成果物がデジタルエコノミーに関わる BEPS リスクに適切に対処できるものとなるようにすることを任務とし、まだ多くの作業を行うことになる。

行動計画 5: 透明性と実態を考慮した有害な税制上の慣行への効果的な対抗

これは BEPS プロジェクトの行動計画 5 に関する初めての成果物である。この行動計画のテーマは有害税制フォーラム (Forum on Harmful Tax Practices : 以下 “FHTP”) が担当するものである。FHTP が 1998 年に設立されて以来、OECD と FHTP はこのテーマに取り組んできた。このテーマの核心は、どのように経済発展を促進する “良い” 優遇税制と有害税制とを区分するかということである。この点に関して、2013 年の行動計画では、優遇税制が受入可能なものであるためには、それが実質的な活動を要求するものでなければならないとしている。

概して行動計画 5 の報告書では以下の 2 つの点に焦点を当てている。(1) 適格の知的財産権 (Intellectual Property : 以下 “IP”) から生じる所得に対する租税優遇措置 (例えば、パテントボックス税制) について評価する際、実質的な活動の判断を行うこと。(2) 優遇税制に係る納税者固有のルーリングに関する義務的な自発的情報交換のフレームワークを制定すること。

A. IP 税制に関わる実質的な活動の判断

行動計画 5 では、実質的な活動の判断を行うための 3 つのアプローチについて検討している。(1) 価値創造アプローチ、(2) 移転価格アプローチ、(3) ネクサスアプローチ、である。報告書によれば、FHTP のメンバー国においては、これら 3 つのアプローチに対してそれぞれ賛否両論がある。報告書では IP 税制に係るネクサスアプローチについて詳しく検討しているが、このアプローチにおいては、特許およびその他の “特許と機能が同等” の IP のみが優遇適用を受けることができる。

ネクサスアプローチの目的は、納税者が自ら実際の研究開発活動に従事する場合に、IP から生じる所得に対して優遇を与えることにある。ネクサスアプローチでは、IP の使用によって得られる所得が “適格の支出” によって生じたものである場合に、その所得に対して優遇を与えることを認める (例えば、ロイヤルティに対する優遇税率の適用)。“適格の支出” は、納税者以外の者によって行われる研究開発活動に対する資本投入あるいは支出があることのみによって IP の優遇適用を受けることを効果的に防止できるように定義されている。

ネクサスアプローチでは、IP の優遇を享受できる所得は次の計算式により計算される。

$$\frac{\text{IP 開発のために生じた適格の支出}}{\text{IP 開発のために生じた支出総額}} \times \text{IP 資産から生じる所得総額} = \text{租税優遇を享受できる所得}$$

上記の計算式を用いる際、関連の支出が “IP 資産と直接に関連する” ものであることを説明できるように、納税者は関連の支出と IP 資産を記録する必要がある。また、計算式による計算結果が正しいものとなるように、納税者は IP 資産から生じた所得 (関連製品の販売による所得を含む) も記録しなければならない。

コメント: 上記の計算式は、ネクサスアプローチによる場合、複雑な測定の問題が生じる可能性があることを表している。特に納税者が複数の IP を有し、あるいは支出が発生した後の複数の年度において所得を得る場合、IP による所得だけでなく、その他の種々の要因も考慮することが必要になる。

B. 優遇税制に係る納税者固有のルーリングの透明性

この行動計画では、優遇税制の透明性を高めることを求めており、これには優遇税制に係るルーリングに関する義務的な自発的情報交換が含まれる。報告書では当該情報交換メカニズムについて検討しているが、そのような交換のプロセスに関する十分な勧告はない。

行動計画 2: ハイブリッドミスマッチ取決めの効果の無効化

行動計画 2 の報告書には、各国の国内法の改正に関する勧告 (第 1 部) と OECD モデル条約およびコメントリーの改正に関する勧告 (第 2 部) が含まれる。

A. 第 1 部—各国の国内法の改正に関する勧告

9 月に公表された報告書における国内法の改正に関する勧告は、3 月に公表されたディスカッションドラフトにおける基本構想を保持したものとなっている。以下では、改正に関する勧告の概要、9 月の報告書とディスカッションドラフトとの相違に関する議論、関係者の間でまだ合意に達していないいくつかのテーマについて説明する。

1. 基本的なフレームワーク

a. ハイブリッドミスマッチ取決めとは何か？

ハイブリッドミスマッチ取決めには2つの特徴がある。(1) 2以上の国家または地域の法律の下で、一つの事業体あるいは金融商品 (instrument) に対する税務処理が異なり、その取決めの当事者による支払あるいは当事者間の支払に係る税効果にミスマッチが生じること。(2) そのミスマッチにより、取決めの当事者の全体の税負担が低減すること。

行動計画2では、税効果のミスマッチには次の2つの基本類型があるとしている。(1) D/NI (deduction / no inclusion) : 支払者側では損金算入可能な支払が、受取者あるいは関連の投資者側では益金に計上されない (すなわち、特定の優遇を適用することなく、限界税率により課税されない)。(2) DD (double deduction) : 同一の支払について、複数の国あるいは地域で損金に算入される。

b. ミスマッチの種類

行動計画では5種類のハイブリッドミスマッチ取決めに言及している。

- 2種類はD/NIの効果を生じる。(i) ハイブリッド金融商品 (レポ取引等のハイブリッド譲渡を含む) : 例えば、支払者 (あるいは金融商品の発行者) はその支払を損金算入可能な利子として扱い、受取者 (あるいは金融商品の保有者) はそれを免税の配当金として扱う。(ii) リバースハイブリッド事業体への支払 : 受取者が設立国においては課税上透明とみなされるが、投資者の所在国においては透明とはみなされない。
- もう1種類のハイブリッドミスマッチ取決めはハイブリッド事業体による支払 (すなわち、ハイブリッド支払) に関わり、受取者の身分により、D/NIあるいはDDの状況が生じる。ここでいう“ハイブリッド”とは一般的に、支払者がその親会社または投資者の所在国の法律の下では課税上透明とみなされるが、自らの所在国においては透明とはみなされないことを指す。
- 第4のハイブリッドミスマッチ取決めは双方居住者の身分を有する事業体による支払である。これは、DDの状況を生じる可能性がある。
- 最後は“ミスマッチの輸入” (imported mismatch arrangement) と呼ばれるものである。例えば、ハイブリッドの特性を有しない債務に関して、支払者が他国の貸付者へ利子を支払い、当該貸付者が第三国の居住者にハイブリッド金融商品を発行することにより、間接的にD/NIの状況が生じ、ミスマッチの効果が支払者の所在国に“輸入”される。

c. 改正に関する勧告の概要

下表では、行動計画2における国内法の改正に関する勧告をまとめている。3月のディスカッションドラフトと比べて、今回の報告書ではルール適用範囲を調整したものがある。

ミスマッチ	ハイブリッドの種類	国内法の改正に関する勧告	ハイブリッドミスマッチルールに関する勧告	ハイブリッドミスマッチルールの適用範囲	
				ディスカッションドラフト	最終報告書
D/NI	ハイブリッド金融商品 (ハイブリッド譲渡を含む)	配当金の免税を認めず、比率に基づき源泉所得税の控除を制限する (適用範囲の制限はなし)	対応 (Response) : 支払者側での損金算入を否認する (租税の中立性を保つための損金算入は例外) 防御ルール (Defensive rule) : 受取者側の経常所得に計上する	検討中	関連者およびストラクチャードアレンジメント
	ハイブリッド事業体による無視される支払		対応 : 支払者側での損金算入を否認する 防御ルール : 受取者側の経常所得に計上する	関連者 (一致して行動する者を含む) およびストラクチャードアレンジメント	支配グループおよびストラクチャードアレンジメント

	リバースハイブリッド事業体への支払	国外投資制度の整備、非居住投資者が中間事業体を不透明とみなす場合、当該中間事業体の課税上の透明性を制限する	支払者側での損金算入を否認する	支配グループ（一致して行動する者を含む）および濫用防止	支配グループおよびストラクチャードアレンジメント
DD	ハイブリッド事業体による損金算入可能な支払		対応：親会社側での損金算入を否認する <u>防御ルール</u> ：支払者側での損金算入を否認する	対応：範囲の制限なし <u>防御ルール</u> ：関連者（一致して行動する者を含む）およびストラクチャードアレンジメント	対応：範囲の制限なし <u>防御ルール</u> ：支配グループおよびストラクチャードアレンジメント
	双方居住者による損金算入可能な支払		居住国での損金算入を否認する		制限なし
間接的 D/NI	ミスマッチの輸入		支払者側での損金算入を否認する	支配グループ（一致して行動する者を含む）および濫用防止	支配グループおよびストラクチャードファイナンス

d. ハイブリッド金融商品の処理に関する勧告

報告書では、支払った配当金が支払者の所在国で損金算入される場合、投資者あるいは受取者の所在国においてその配当金が免税とされ、あるいは類似の優遇が与えられるのであれば、そのような国内法の規定を改正し、これを受取者の経常所得に計上することを勧告している。このような処理を行うことにより、通常はD/NIの発生率を低減することができる。報告書では、同じ源泉所得税が2つの異なる国において控除できる場合、当該控除を制限することも勧告している。（この場合、外国税額控除は当該取引における納税者の純課税所得額の比率に応じて制限される）。

上述の勧告を受け入れた後に、ハイブリッド金融商品に係る支払により、なおD/NIの結果が生じる場合、受取者が関連者（25%以上の所有関係があるか否かを判断基準とする）であるか、あるいはストラクチャードアレンジメントに関わるならば、支払者の所在国においてその支払の損金算入を認めないことを報告書では勧告している。ただし、支払者と受取者の租税の中立性を保つために損金算入が認められる場合は例外とされ、これには受取者の所得を経常所得に計上する場合を含む（例えば、規制投資会社（Regulated Investment Companies：以下“RICs”）または不動産信託投資基金（Real Estate Investment Trust：以下“REITs”）から取得した配当金）。支払者の所在国が上述の勧告を受け入れない場合（あるいは租税の中立性に係る例外ルールに基づき、支払者の損金算入を認める場合）については、報告書は“防御ルール”（defensive rule）を適用することを勧告している。すなわち、受取者の所在国においては当該支払を受取者の経常所得に計上することになる。

e. ハイブリッド事業体および双方居住者による支払の処理に関する勧告

ハイブリッド事業体による支払が無視される場合（例えば、米国以外にある全額出資子会社が米国の親会社に支払をする場合で、その子会社が居住国においては課税対象会社であるが、米国税法上は無視される場合）、その支払が連結納税等の方式により、米国以外にある他の企業（当該企業は米国税法上、透明ではない）で損金算入されるならば、D/NIの状況が生じることになる。言い換えれば、当該支払は米国親会社（すなわち、受取者）の課税所得に計上されない所得から控除される（行動計画2の報告書では、親会社の所得にも計上されるものを“二重計上所得”と称している）。報告書では、支払者と受取者が同じ支配グループのメンバーであるか、ストラクチャードアレンジメントの当事者であると仮定したうえで、支払の損金算入を否認することにより、D/NIの状況に対処することを勧告している。また、支払者の所在国が勧告を受け入れない場合に適用される防御ルールとして、受取者の所在国において経常所得を受け取ったものとみなすことを勧告している。

上述のケースにおいて、受取者が支払を行うハイブリッド事業体の親会社ではなく、第三者である場合、ハイブリッド事業体による支払が、支払者の所在国において二重計上所得ではない所得から控除され、支払者の親会社の所在国においても親会社の所得から控除されるという、DDの状況が生じる可能性がある。報告書では、このような場合、親会社の所在国において損金算入を否認することを勧告し、親会社の所在国が勧告を受

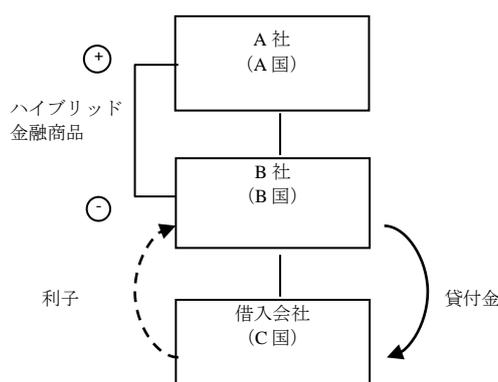
け入れない場合の防御ルールとして、支払者の所在国で損金算入を否認することを勧告している。また、支払者が双方居住者の身分を有することにより、同じような DD の状況が生じる場合については、支払者の各居住地国が支払の損金算入を否認することを勧告している。

f. リバースハイブリッド事業体への支払に係る処理に関する勧告

リバースハイブリッド事業体への支払が D/NI の状況を生じる場合で、支払者と受取者が同じ支配グループに属し、あるいは支払がストラクチャードアレンジメントに関わる場合、支払者の所在国において当該支払の損金算入を認めないことを報告書では勧告している。また、報告書では、リバースハイブリッド事業体への支払によって D/NI の状況が生じる可能性を防止するために、各国が被支配外国企業（Controlled Foreign Company：以下“CFC”）のルールあるいはその他の国外投資制度を改正することも勧告している。さらに、事業体の所在国においてそれが課税上透明であるとみなされることにより、事業体の所在国においても同じ支配グループに属する非居住投資者の所在国においても関連の所得が課税されない場合、事業体の所在国においてはその事業体を不透明とみなし、D/NI の発生を防止することも勧告している。

g. ミスマッチの輸入に係る支払の処理に関する勧告

報告書では、“2 国間のハイブリッドミスマッチが普通貸付等の標準的な金融商品（plain-vanilla financial instrument）の運用を通じて、第三国へ移転（輸入）される”ときに、間接的な D/NI の状況が生じるとしている。例えば、このようなタイプの D/NI は、以下のストラクチャーを組んだ結果として生じ得る。



上図のストラクチャーにおいて、A 国はハイブリッド金融商品を権益性投資とみなし、B 国は債権性投資とみなす。また、A 国では金融商品に係る支払を課税所得に計上しないが、B 国では当該支払を損金算入する。B 社はその後、C 社に貸付を行い、C 社は B 社に利息を支払う。C 社は当該利息を損金に算入するが、B 社は利息収入とハイブリッド金融商品に係る支払を相殺することになるため、利息収入に対して実際には納税しない。このようにして、A 国と B 国間のミスマッチ取決めの効果が普通貸付を通じて C 国へ移転され、間接的に D/NI の状況が発生することになる。

当事者が同じ支配グループに属し、あるいは関連の支払がストラクチャードアレンジメントの一部である場合、ハイブリッドミスマッチ取決めにより、受取者の国において支払との相殺が生じるならば、支払者の所在国（上図のケースでは C 国）において支払の損金算入を否認することを報告書では勧告している。

2. ディスカッションドラフトからの変更点

a. 関連者の定義

2 者が関連関係を有するか否かの判断基準となる投資割合が 10% から 25% に引き上げられた。

b. 共に行動すること（Acting Together）の定義

2 者が関連者であるか否かを判断する際の持分の統合について、ディスカッションドラフトと今回公表された報告書ではいずれも、議決権および出資利益に関して共に行動する（acting together）（または一致して行動する（acting in concert））者は他者の保有する持分も保有しているかのように扱われるとしている。ただし、集合投資ビークルに関して、2 つの基金が持分を保有し、それが同一の者あるいは同一のグループによって管理されている場合、これら 2 つの基金が投資に関して共に行動する者でないことを投資マネジャーが税務機関に立証できるならば、同一の者（またはグループ）によって管理されていることを理由として、これらの基金が保有する持分を統合すべきではないと報告書では述べている。

c. 支配グループ (Control Group) の定義

ディスカッションドラフトでは、支配グループについて、“50%以上の共同所有権（一致して行動する者を含む）”を意味するとし、支配グループには連結財務諸表に組み入れられる事業体も含まれるとしていた。

9月に公表された報告書ではこの定義を変更している。具体的には、ディスカッションドラフトにある“一致して行動する者を含む”という文言が削除され、2者が同一の支配グループに属するとみなされる場合として以下が追加された。(1) 一方が他方に対して、実質的な支配権を生じることとなる投資を行っていること、あるいは第三者が2者に対して実質的な支配権を有していること。(2) (OECDモデル条約の)第9条に基づき、2者が関連企業とみなされること。

d. 支払者側での損金算入を認めないことに対する政策的な例外

前述したように、報告書では、支払者の所在国において支払の損金算入を認めないという勧告に関して、租税の中立性を保つための政策（例えば、RICsおよびREITsによって支払われる配当金の処理）を例外としている。これはディスカッションドラフトには含まれていなかったものである。

3. 解決すべき課題

OECDとG20は2015年9月までにコメントリーを公表し、各勧告の適用に関する書面の指針を提供する予定である。また、各国およびビジネス界から提起された課題には、まだ関係者間で合意に達していないものもある。それらには以下が含まれる。

- 以下のような取引に対するハイブリッド金融商品のルールの適用
 - グループ内のハイブリッド規制資本
 - 特定の上場取引株式の貸借
 - 買戻し条件付き販売契約
- ストラクチャードアレンジメント以外の取引に対するハイブリッドミスマッチルールの適用（例えば、財務センターの運営）
- 投資者の所在国において課税される所得（例えば、CFCルールの適用による）を経常所得とみなすべきか否か
- 国内法の改正について、どの程度その他の国または地域との調整を図るべきか（特に非関連者に関わる場合）
- 各国の実施日が異なる場合にどのようにルールを適用するかという経過措置ルール

B. 第2部— OECDモデル条約の改正に関する勧告

3月19日に公表されたディスカッションドラフトと比べて、今回の報告書におけるOECDモデル条約およびコメントリーの改正に関する勧告に大きな変更点はない。最も重要な変更点は第1条（人の範囲）に、“課税上透明な事業体”に関する規定が追加されたことである。この規定の目的は米国のモデル条約の第1条第6項と類似する。

結論

BEPSプロジェクトの作業は進行中であり、多くの難しい課題は今後検討される。2014年の成果物はG20とOECDの加盟国が将来、BEPSに関連する国内法および条約の改正をどのように実行するかを垣間見せるものといえる。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源
パートナー
TEL : +86 10 8520 7501
FAX : +86 10 8518 7501
E-mail : kevng@deloitte.com.cn

香港特別行政区

展佩佩
パートナー
TEL : +852 2852 6440
FAX : +852 2520 6205
E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

展佩佩
パートナー
TEL : +852 2852 6440
FAX : +852 2520 6205
E-mail : sachin@deloitte.com.hk

重慶

湯衛東
パートナー
TEL : +86 411 8371 2888
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : ftang@deloitte.com.cn

済南

郭心潔
パートナー
TEL : +86 531 8518 1058
FAX : +86 531 8518 1068
E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

蘇州

許柯/梁晴
パートナー
TEL : +86 512 6289 1318/1328
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : frakxu@deloitte.com.cn
E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東
パートナー
TEL : +86 411 8371 2888
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特別行政区

馬健華
パートナー
TEL : +853 8898 8833
FAX : +853 2871 3033
E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元
パートナー
TEL : +86 22 2320 6680
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

展佩佩
パートナー
TEL : +852 2852 6440
FAX : +852 2520 6205
E-mail : sachin@deloitte.com.hk

南京

許柯
パートナー
TEL : +86 25 5791 5208
FAX : +86 25 8691 8776
E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純
パートナー
TEL : +86 27 8526 6618
FAX : +86 27 8526 7032
E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強
パートナー
TEL : +86 571 2811 1901
FAX : +86 571 2811 1904
E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔
パートナー
TEL : +86 21 6141 1308
FAX : +86 21 6335 0003
E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

展佩佩
パートナー
TEL : +852 2852 6440
FAX : +852 2520 6205
E-mail : sachin@deloitte.com.hk

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター（National Technical Center：“NTC”）は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁
全国リーダー及びパートナー
TEL : +86 21 6141 1498
FAX : +86 21 6335 0003
E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張博
パートナー
TEL : +86 10 8520 7511
FAX : +86 10 8518 1326
E-mail : Juliezhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国煒
パートナー
TEL : +852 2852 6538
FAX : +852 2520 6205
E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター
TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー
TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太
マネジャー
TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維
マネジャー
TEL : +86 21 2316 6687
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1702
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫
マネジャー
TEL : +86 20 2831 1050
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu, Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP 及びその附属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。

©2014 徳勤華永会計師事務所(スペシャルジェネラルパートナーシップ)